

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	画像伝送システム機器移設業務委託	10 情報処理 01 情報処理	NECネットエスアイ(株)	5,478,000円	令和6年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
2	デジタル無線機積替(1)業務委託	01 建物等各種施設管理 03 通信設備保守点検	(株)富士通ゼネラル	13,805,000円	令和6年7月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
3	フライトシミュレーター訓練業務委託	13 その他代行 09 研修	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン(株)	2,316,600円	令和6年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
4	高圧ガス製造設備定期自主検査(1)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	パウアーコンプレッサー(株)	1,704,120円	令和6年8月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
5	映像伝送制御機器改修等及び航空局無線機器移設業務委託	10 情報処理 01 情報処理	協和テクノロジー(株)	2,468,950円	令和6年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
6	高圧ガス製造設備定期自主検査(2)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	(株)松原鉄工所	1,047,200円	令和6年9月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	NET119緊急通報システム運用 保守業務委託 長期継続	10 情報処理 01 情報処理	(株)ドーン	5,236,000円	令和6年9月25日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	

随意契約理由書

- 1 案件名称
画像伝送システム機器移設業務委託
- 2 契約の相手方
NEC ネットエスアイ株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、消防情報システム更新に伴い、消防局庁舎7階指令情報センターに設置された画像伝送システムを次期指令情報センターへ移設設定するものである。
当該機器は、NEC ネットエスアイ株式会社が製造したもので、本業務を履行するためには製造業者独自の専門的知識や技術が必要であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（1）業務委託

2 契約の相手方

株式会社富士通ゼネラル

3 随意契約理由

本業務は、株式会社富士通ゼネラルが製造した消防・救急デジタル無線機を指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、当該消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6561）

随意契約理由書

1 案件名称

フライトシミュレーター訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

フライトシミュレーター訓練は、航空機が航行中に不測の事態に陥った場合の危機回避や、天候の急変等により航空機の姿勢維持が困難な状況（空間識失調）の対処方法に関し、操縦士に要求される操作や知識を体得させるものである。

実機による非常事態の模擬や、悪天候下で計器による飛行訓練の実施は、航空法及び飛行規程による制限並びに航空機、操縦士及び乗員に対し過度な負荷を与え、機材故障や事故につながる恐れもある。このような理由から実機による非常事態の模擬を完全に行うことは非常に困難であるため、フライトシミュレーターを使用することにより、精度の高い訓練を安全に実施することが必要である。

また、当該装置は実際の航空機特性を十分に反映できるものでなくてはならず、適切な技量を有する教官の指導のもとに訓練を実施して、必要な操作等を体得することができる。

上記訓練を実施できる装置と人員を有し、かつ当該訓練を事業として営み、併せて当航空隊で所有している航空機の種類で訓練を実施できるのは、国内において2社あるが、そのうち1社は入札の意思がないことから、上記事業者を選定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法 35 条の 2 に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記事業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管され、製作会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報の提供を受けた唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称
映像伝送制御機器改修等及び航空局無線機器移設業務委託

2 契約の相手方
協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当局が利用している映像伝送制御機器（VPN回線を利用し、当局指令情報センターから阪神高速道路株式会社の映像情報を選択し伝送を行う機器）を改修することで、現在受信している映像情報に加え、淀川左岸線トンネル内及び大和川線トンネル内のカメラ映像を受信できるようにするものである。併せて、消防情報システム更新に伴い、消防局庁舎7階指令情報センターに設置された映像伝送制御機器及び航空局無線機器を次期指令情報センターへ移設するものである。

上記業者は映像伝送制御機器を設計、設置した者で、本業務を行うにあたって必要となる設計者独自の高度かつ専門的な知識、技術情報、技術者を保有している唯一の業者である。

また、航空局無線機器は、株式会社ジェイネットワークが独自の専門的知識や技術を用いて製造したもので、保守及び試験調整が必要な業務について、上記業者を近畿地区における唯一の特約店としている。本業務を上記業者以外の者が履行した場合、移設作業後の製造物責任と性能保証の所在が不明確となり著しい支障が生じる。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
消防局警防部警防課（警防）（電話番号 06-4393-6489）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（2）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 松原鉄工所

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、上記事業者が製造したもので同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

NET119 緊急通報システム運用保守業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ドーン

3 随意契約理由

NET119 緊急通報システム（以下「当システム」という。）は平成 28 年 10 月から運用を開始された、当局が管轄する地域に在住、在勤または在学している聴覚障がい者または音声による 119 番通報に不安のある方などが、円滑に緊急通報を行えるようにするシステムである。

本業務は、当システムの安定稼働のための保守業務や障害発生時の復旧対応を実施するものである。当システムの開発業者である上記業者は本業務を行うために必要な専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、当システムの運用保守業務を実施することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6561）